

令和4年度 第1回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和4年4月1日(金) 午前11時開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 山 本 由 佳 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 浅 野 英 樹 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和3年度第12回定例会会議録・第2回臨時会会議録の承認について 日程第3 同意第1号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について 日程第4 同意第2号 清須市立小中学校教務主任等の任命について 日程第5 同意第3号 清須市社会教育委員の委嘱について 日程第6 同意第4号 清須市スポーツ推進委員の委嘱について 日程第7 同意第5号 清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱について 日程第8 同意第6号 清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について 日程第9 同意第7号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について 日程第10 同意第8号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について 日程第11 同意第9号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について 日程第12 同意第10号 清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱又は任命について 日程第13 同意第11号 清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命について 日程第14 同意第12号 清須市共同学校事務室室長の任命について 日程第15 議案第1号 清須市地域学校協働活動推進員に関する規則案 日程第16 議案第2号 清須市地域学校協働本部設置要綱案 日程第17 議案第3号 清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案 日程第18 議案第4号 清須市学校・家庭・地域連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小 百 合 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和4年度 第1回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 令和3年度第12回定例会会議録・第2回臨時会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、令和3年度第12回定例会会議録・第2回臨時会会議録の承認についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

それでは、お手元の令和3年度第12回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。公開分と非公開分の2つがあります。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和4年3月7日、月曜日、午前9時30分開会でございます。

出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、7名の教育部職員でございます。

日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。次に、日程第3、専決処分した事件（県費負担教職員の人事の内示）の承認をいただき、日程第4 清須市学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関する要綱案、日程第5 清須市指定文化財の現状変更について、日程第6 清須市教育委員会後援名義規則の一部を改正する規則案、日程第7 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について、日程第8 令和4年度清須市教育委員会基本方針案について、それぞれ議案をお認めいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから10ページまでと、非公開の議案として、日程第9 令和4年度の県費負担教職員等の人事の内示についてまとめた会議録となっております。

続きまして、こちらも非公開となりますが、第2回臨時会会議録として、県費負担教職員の任免等の進退について、1ページから3ページにまとめさせていただきました。

3点の会議録となりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第12回定例会会議録・第2回臨時会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第12回定例会会議録・第2回臨時会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、第12回定例会会議録については、高山委員と上田委員に、また、第2回臨時会会議録については、高山委員と太田委員に、ご署名をお願いいたします。

日程第3 同意第1号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について

齊藤教育長

日程第3、同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命」ついてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命」について。清須市教育委員会事務局教育部職員に別紙の者を任命する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、令和4年4月1日付清須市職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項及び第34条の規定により、教育委員会事務局教育部の職員を任命するために必要があるからです。

1ページおめくりください。令和4年4月1日付のそれぞれの職員の人事異動についての一覧表となります。

まず、異動でございます。他部局から教育部へ異動、教育部内での昇格、再任用及び新規採用により配属された職員は、計13名です。次に、教育部より市長部局等へ異動した職員は、辻生涯学習課長のほか、8名です。次に、幼稚園の異動です。保育園・児童センターに配属されておりました2名が、新たに幼稚園に配属されました。また、幼稚園に配属されていた2名が保育園に異動となりました。最後に、退職でございます。こちらについては、令和4年3月31日付にて退職いたしました計10名となります。令和4年度、新たな体制で清須市の教育行政を担ってまいりますので、よろしく願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員
の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第4 同意第2号 清須市立小中学校教務主任等の任命について

齊藤教育長 日程第4、同意第2号「清須市立小中学校教務主任等の任命」についてを
議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の吉野です。
同意第2号「清須市立小中学校教務主任等の任命」について。清須市立小
中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路
指導主事に別紙の者を任命する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会
教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、令和4年4月1日付教職員人事異
動に伴い、清須市立小中学校管理規則第19条第3項及び第22条第1項の
規定により、清須市立小中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、
生徒指導主事及び進路指導主事を任命するために必要があるからです。

1ページおめくりください。こちらが4月1日付の発令者の一覧表でござ
います。県教職員の人事異動等により教務主任をはじめとした各役職を任命
するものでございます。一覧表右側が昨年度、中側が今年度の任命者となっ
ており、合計22名が対象者となっております。令和4年度、新たな体制で
清須市立小中学校における学校運営を担当していただきますので、よろしく
お願いします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長 これで質疑を終わります。
これより、採決をします。同意第2号「清須市立小中学校教務主任等の任
命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第2号「清須市立小中学校教務主任等の任命」
については、原案のとおり同意されました。

日程第5 同意第3号 清須市社会教育委員の委嘱について

齊藤教育長 日程第5、同意第3号「清須市社会教育委員の委嘱」についてを議題とい
たします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。生涯学習課長の浅野でございます。
同意第3号「清須市社会教育委員の委嘱」について。清須市社会教育委員

に別紙の者を委嘱する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市社会教育委員条例第3条第2項の規定により、清須市社会教育委員を委嘱するために必要があるからです。

1 ページおめくりください。区分1、区分2につきまして、校長の退職に伴い新たに委嘱するものでございます。任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年5月31日までとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第3号「清須市社会教育委員の委嘱」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第3号「清須市社会教育委員の委嘱」については、原案のとおり同意されました。

日程第6 同意第4号 清須市スポーツ推進委員の委嘱について

齊藤教育長

日程第6、同意第4号「清須市スポーツ推進委員の委嘱」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい。スポーツ課長の高山でございます。

同意第4号「清須市スポーツ推進委員の委嘱」について。清須市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市スポーツ推進委員規則第4条の規定により、清須市スポーツ推進委員を委嘱するために必要があるからです。

1 ページおめくりください。こちらの委嘱者一覧の内、25番の横井一修氏を加えるものでございます。裏面をお願いします。新規委嘱者の任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの一年間です。令和3年度からの31名に加え、この度、1名追加することで、西枇杷地区7名、清洲地区10名、新川地区8名、春日地区7名の計32名となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第4号「清須市スポーツ推進委員の委嘱」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

齊藤教育長

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第4号「清須市スポーツ推進委員の委嘱」については、原案のとおり同意されました。

日程第7 同意第5号 清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱について

齊藤教育長 日程第7、同意第5号「清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。生涯学習課長の浅野でございます。
同意第5号「清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱」について。清須市社会教育施設運営委員会委員に別紙の者を委嘱する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、清須市社会教育施設運営委員会条例第3条第2項の規定により、清須市社会教育施設運営委員会委員を委嘱するために必要があるからです。1枚おめくりください。委嘱者の一覧でございます。学校長の退職に伴い、新たに委嘱するものでございます。任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。
以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、採決をします。同意第5号「清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第5号「清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱」については、原案のとおり同意されました。

日程第8 同意第6号 清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について

齊藤教育長 日程第8、同意第6号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。生涯学習課長の浅野です。
同意第6号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱」について。清須市地域学校共同活動推進員に別紙の者を任命する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、社会教育法第9条の7第1項の規

定により、清須市地域学校協働活動推進員を委嘱するために必要があるからです。1枚おめくりください。委嘱者の一覧でございます。地域学校協働活動推進員は、地域学校協働本部の事業において学校と地域の調整やコーディネーターとしての役割を担っていただきます。令和3年度まで、学校支援地域本部で事業実施のため活動されていた方13名を、新たに地域学校協働活動推進員として委嘱するものでございます。任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。以上です。よろしく申し上げます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第6号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第6号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱」については、原案のとおり同意されました。

日程第9 同意第7号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について

齊藤教育長

日程第9、同意第7号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野です。

同意第7号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命」について。清須市立小中学校スクールカウンセラーに別紙の者を任命する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校の児童生徒の問題行動等に的確に対応するとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを任命するために必要があるからです。

1ページおめくりください。今年度各学校にスクールカウンセラーとして任命しようとする12名の一覧表でございます。備考の欄をご覧くださいと、6名の方が愛知県からの派遣となっております。県から派遣されたスクールカウンセラーに関しましては、中学校ごとに1名、4つの小学校に1名配属されるものとなっております。従いまして、本市は6名が県から配属されております。

なお、本市は充実した教育環境を整備したいという考えから、県からの派遣の他、市費により、任用した6名のスクールカウンセラーを学校に配属させていただいております。

なお、12名の方については、全ての方が臨床心理士の資格を保有してお

ります。任命期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第7号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第7号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第10 同意第8号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について

齊藤教育長

日程第10、同意第8号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野です。

同意第8号「清須市青少年・家庭教育相談員を任命」について。清須市青少年・家庭教育相談員に別紙の者を任命する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、いじめ・不登校問題解消並びに問題行動等のある児童生徒及びその保護者に対し、専門的視野から助言指導を行う、清須市青少年・家庭教育相談員を任命するために必要があるからです。

1ページおめくりください。こちらが本年度、任命しようとする3名となります。元校長の富田和美氏と岩田茂氏、元警察官の猪田利男氏の3名体制を継続してまいります。また、備考欄のSSWは、スクールソーシャルワーカーの略です。

愛知県の補助事業を活用して、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の担当部門や関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援していく役割を昨年を引き続き、担っていただきます。

県の補助要綱上では、教員OBなど、福祉や教育の分野において、知識・技術を有する者又は活動実績を有する者のうち、教育委員会が認める者をスクールソーシャルワーカーとして活用することが可能となることから、元校長の2名については、その旨を併せてお認めいただきますようお願いいたします。なお、お認めいただきましたら、任用上の名称は、変更いたしません。元校長の2名については、スクールソーシャルワーカーとしての活動を主に行ってまいります。任用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。以上です。よろしくお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第8号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第8号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第11 同意第9号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について

齊藤教育長

日程第11、同意第9号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

同意第9号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命」について。清須市特別支援教育巡回指導員に別紙の者を任命する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校を巡回し、発達障害のある園児、児童生徒に対し、適切な就学並びに支援について助言を行う、清須市特別支援教育巡回指導員を任命するために必要があるからです。

1ページおめくりください。こちらの2名をそれぞれの学校の担当として任命しようとするものです。

1人目の李 慧英氏は、清洲・新川・春日地区を担当いただきます。平成17年度には、西枇杷島中学校のスクールカウンセラーとしての勤務経験を有し、臨床心理士の資格者です。

2人目の小濱真奈美氏は、西枇杷島地区を担当していただきます。臨床発達心理士等多種の資格を保有され、幼児教育や言語等の分野が得意で、聾学校での勤務経験が長い方です。幼稚園から小学校への連携について、ご支援をいただく予定です。

期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。以上です。よろしく願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第9号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第9号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第12 同意第10号 清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命について

齊藤教育長

日程第12、同意第10号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい、学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

同意第8号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命」について。清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員に別紙の者を委嘱、又は任命する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会設置規程第3条の規定により、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員を委嘱、又は任命するために必要があるからです。

1ページおめくりください。令和4年度清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員名簿でございます。

教育部長をはじめ学校栄養士までの計50名について、4月1日付で教育委員会が委嘱又は任命するものでございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

なお、給食用物資選定委員会の学校部会と幼稚園・保育園部会に分かれており、毎月1回招集されます。こちらで翌月の献立の物資を選定することとしております。

教頭、給食主任、保育園長は輪番制で代表者が出席をすることとなっております。また、教育部長、健康福祉部長、学校教育課長、子育て支援課長及び桃栄小学校長につきましては、物資納入業者の指定等、重要な事項を審議する際の本委員会のみ出席を予定しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第10号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第10号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第13 同意第11号 清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命について

齊藤教育長

日程第13、同意第11号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

同意第11号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命」について。清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員に別紙の者を任命する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター学校給食献立委員会規程第4条の規定により、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員を任命するために必要があるからです。

1ページおくりください。令和4年度清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の名簿でございます。

清須市立小学校及び中学校の給食主任、西枇杷島第一幼稚園長、栄養教諭及び学校栄養士の計16名について、4月1日付で教育委員会が任命するものでございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

なお、本委員会は毎月1回招集し、翌々月の献立について審議をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第11号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第11号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第14 同意第12号 清須市共同学校事務室室長の任命について

齊藤教育長

日程第14、同意第12号「清須市共同学校事務室室長の任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野です。

同意第12号、清須市共同学校事務室室長の任命について。清須市立共同学校事務室における室長に別紙の者を任命する。令和4年4月1日提出。清

須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市共同学校事務室設置規程第2条第2項の規定により、共同学校事務室における運営責任者として室長を任命するために必要があるからです。

1ページおめくりください。清須市共同学校事務室における室長の任命者一覧となります。学校事務の業務を円滑に進めるため、市内12校を2つのブロックに分け、統括する者として室長を任命するものです。

室長は、Aブロックは、新川小学校の杵山浩二氏、Bブロックは、服部 愛氏とし、ブロックを構成する学校の事務職員の指導育成等や連携を図り、学校事務の効率化を進めていただくものとなります。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第12号「清須市共同学校事務室室長の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第12号「清須市共同学校事務室室長の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第15 議案第1号 清須市地域学校協働活動推進員に関する規則案

齊藤教育長

日程第15、議案第1号「清須市地域学校協働活動推進員に関する規則案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、生涯学習課長の浅野でございます。

議案第1号「清須市地域学校協働活動推進員に関する規則案」上記の議案を提出する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るために、学校との連絡・調整など、活動の具体的な内容について、規定を整備する必要があるからです。

1ページおめくりください。改正文でございます。社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、清須市教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員に関し、必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するものでございます。第3条において、情報共有や連絡調整等の具体的な職務について規定するものでございます。この規則は、令和4年4月1日からの施行を予定しております。以上です。よろしく願いします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

齊藤教育長 (委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
これより、採決をいたします。議案第1号「清須市地域学校協働活動推進員に関する規則案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、議案第1号「清須市地域学校協働活動推進員に関する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第2号 清須市地域学校協働本部設置要綱案

齊藤教育長 日程第16、議案第2号「清須市地域学校協働本部設置要綱案」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。生涯学習課長の浅野です。
議案第2号「清須市地域学校協働本部設置要綱案」上記の議案を提出する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、幅広い層の地域住民や団体が参画し、緩やかなネットワークを形成する地域学校協働本部を設置することにより、コーディネート機能の強化や地域学校協働活動の継続的に実施を可能とするため必要があるからです。
1ページおめくりください。改正文でございます。社会教育法第5条第2項に規定する地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働本部の設置に関する要綱を制定するものでございます。第2条において、計画策定や地域住民等の活動への参加を促すこと等、所掌する事項について、規定しております。この要綱は、令和4年4月1日からの施行を予定しております。
以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
これより、採決をいたします。議案第2号「清須市地域学校協働本部設置要綱案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、議案第2号「清須市地域学校協働本部設置要綱案」については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第3号 清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長 日程第17、議案第3号「清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。生涯学習課長の浅野です。
議案第3号「清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案」上記の議案を提出する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、成年年齢の引き下げを主な内容とする「民法の一部を改正する法律」の施行に伴い、成人式の名称を変更し、また事業として実施していない文化祭に関する事項を削除する必要があるからです。

1ページおめくりください。改正文でございます。もう1ページおめくりください。新旧対照表でございます。第3条第3項第1号サ中「成人式」を「二十歳のつどい」に改めまして、同項第2号中エの「文化祭に関すること」を削り、また、同条第5項第9号中「第1号から前号」を「前各号」に改めるものでございます。この規則は、令和4年4月1日から施行を予定しております。以上です。よろしくをお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第3号「清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第3号「清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第4号 清須市学校・家庭・地域連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案

齊藤教育長 日程第18、議案第4号「清須市学校・家庭・地域連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、生涯学習課長の浅野でございます。

議案第4号「清須市学校・家庭・地域連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案」上記の議案を提出する。令和4年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、地域学校協働本部の設置に伴い、所要の規定の整備等を行う必要があるためです。

1ページおめくりください。改正文でございます。もう1ページおめくりください。新旧対照表でございます。主な改正点は、第2条第1号中「学校支援地域本部事業」及び「家庭教育支援事業」の企画・運営等を「地域学校協働活動の実施計画及び実施状況」に改め、同条第2号中「事業に関わる関係団体」を「地域学校協働活動に関わる団体」に改めるものでございます。この告示は、令和4年4月1日からの施行を予定しております。

以上です。よろしく申し上げます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第4号「清須市学校・家庭・地域連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第4号「清須市学校・家庭・地域連携推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和4年度 第1回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 正午

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 後藤小百合

署名委員 太田光則